覚

一、銀百二十目也

　　右は其の御村方用水引き取りの節、年々

　　我等方へ御休所として御引き請け申し候に付き

　　壱ヶ年分茶代･油代･座料として銀

　　三十匁年々申し請け来たり候処、此の度弟を

先茶屋源兵衛家相求め茶屋致させ度候に付き

右茶代当年より六ヶ年分先渡し下され度段

頼み入り候処、御手伝として四ヶ年分御渡し下され

慥かに請け取り忝く存じ候、前書来る卯年迄

申し請け候上は相変らず御宿申すべく候間、

御心置き無く御出で下さるべく候、念のため斯の如く御座候、以上

　　　　　　　　　　　阿保茶屋

文化十三子年十二年二十四日　徳右衛門(印)

　　　　　　　　　　 三宅村

　　　　　　　　　　 　取次清左衛門(印)

　　　　　　　　　　　 同　吉助(印)

　　　　　 三宅村

　　　　　　　 庄屋年寄中